

神田警察通り沿道賑わいガイドラインの概要

整備構想を踏まえ、まちづくりの目標と方針を再整理

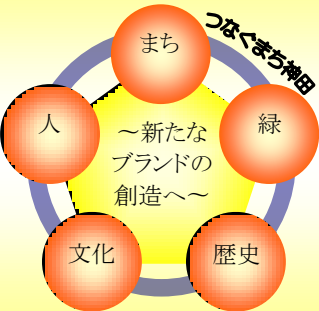
道路整備を中心に各ゾーン共通の事項を整理

I. 神田警察通り全体のまちづくりの方向性

(1) まちづくりの目標

まち「緑」「歴史」「文化」「人」のつながりを通して、
まちの個性と魅力を価値へとつなげるまちづくりを目指す。

つながりまち神田
～まちの個性と魅力を価値へとつなげる～

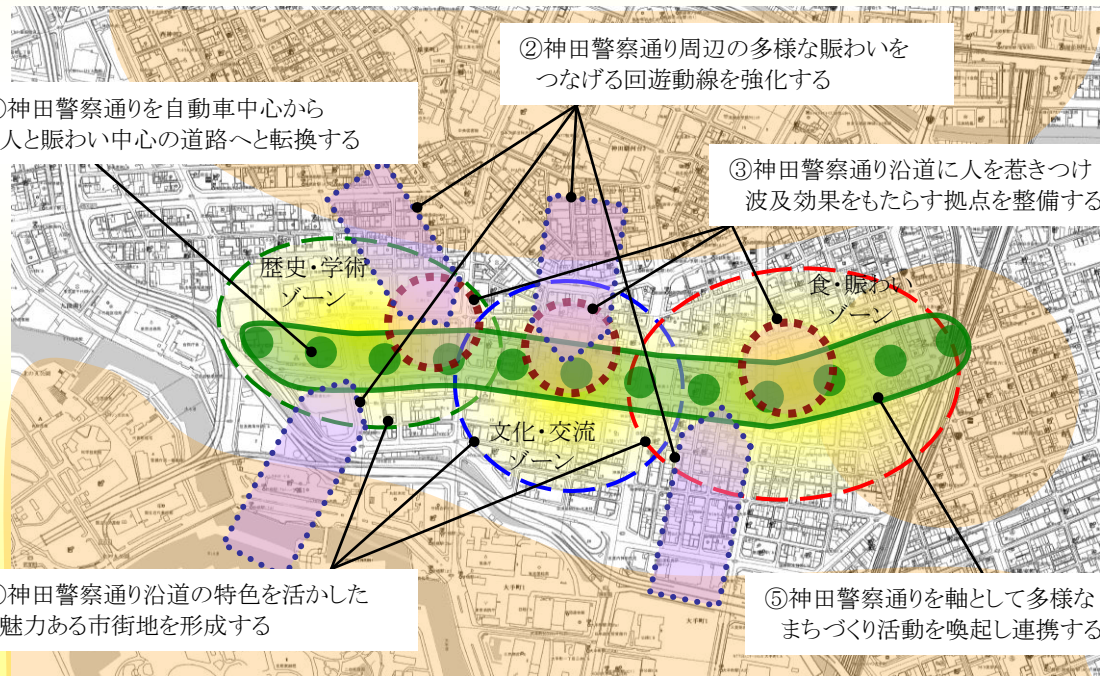


(2) まちづくり方針

まちづくりの目標の実現に向けて、道路の整備、沿道市街地の更新や開発に対し、
ハードとソフトが一体となったまちづくりを推進する。

- ① 神田警察通りを自動車中心から人と賑わい中心の道路へと転換する
- ② 神田警察通り周辺の多様な賑わいをつなげる回遊動線を強化する
- ③ 神田警察通り沿道に人を惹きつけ波及効果をもたらす拠点を整備する
- ④ 神田警察通り沿道の特色を活かした魅力ある市街地を形成する
- ⑤ 神田警察通りを軸として多様なまちづくり活動を喚起し連携する

質の高いまちの骨格をつくる
多様な“神田”の相乗効果と呼ぶ
まちの価値形成を先導する
沿道の特色を活かしたまちを作る
エリアマネジメントの構築へ繋げる



II. 道路整備のガイドラインのポイント

(1) 神田警察通りのガイドライン

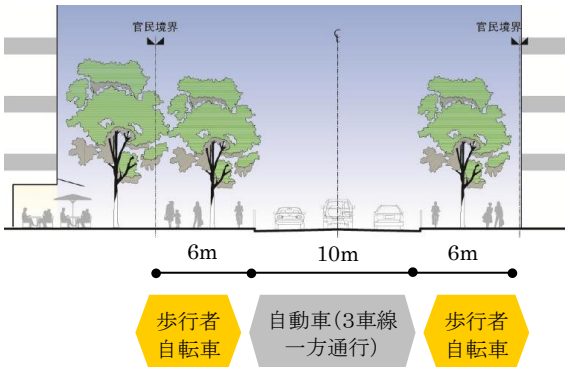
車線数を4車線から3車線に減少、駐車レーンを原則廃止するなどの整備を行い、
人と賑わい中心の道路へと転換する(平成 26～28 年度にかけて整備予定)。

① 緑豊かで、歩行者や自転車などが安全に居心地よく移動できる環境を整備する

- ◎歩道空間の拡張と快適化
- ◎自転車走行空間の整備
- ◎豊かな街路樹の整備
- ◎街路灯の整備

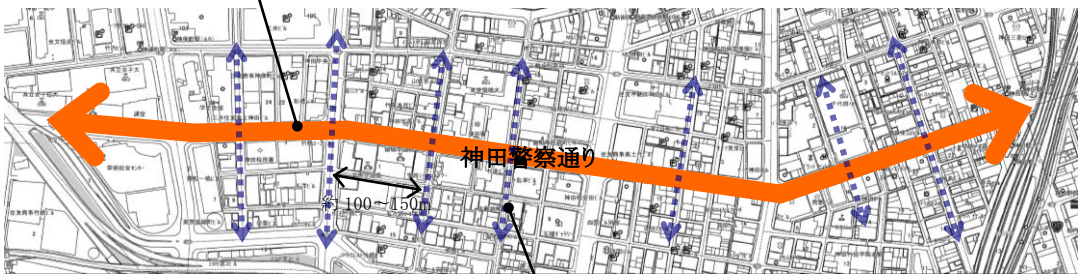
② まちを彩る地域活動や文化が花開く舞台として通りを活用する

- 道路空間の活用への配慮
- 荷さばきや駐車制限
- 自動車の出入りの制限



神田警察通りの整備イメージ

現況：4車線一方通行・駐車レーン、歩道幅員 2.7～3.5m(有効 1.3～2.2m)



(2) 区画道路等のガイドライン

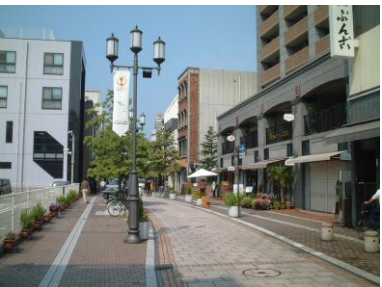
南北の回遊動線を強化して、周辺の多様な賑わいをつなげる
(具体的な整備の場所や内容はまちづくり動向に応じて検討)。

① 周辺の界隈とまちをつなぐ 南北方向の歩行空間と結節点を形成する

- 南北方向の区画道路等の活用
- 交差点でのコーナー広場の形成

② 回遊動線沿いに人の流れを呼び込む 賑わい機能や多彩な緑などを導入する

- まち歩きを楽しむ用途の誘導
- 歩行空間の充実や緑化
- 自動車の出入りの抑制



美装化や植栽による歩車共存化の整備例(大分)

Ⅲ.ゾーン毎のガイドラインのポイント

- 大規模敷地整備による拠点の形成（オープンスペースの確保や機能の誘導）
- 小規模敷地建替えに関するルール形成（壁面の位置の制限等、地区計画の制定につながるまちづくりを目指していく）

歴史・学術ゾーン

落ち着いた風格を活かし、穏やかな賑わいを感じられるゾーンとして育成していく。

- ・ 歴史的景観を継承する大規模敷地の整備（博報堂）
- ・ 壁面後退、景観誘導（落ち着いた色彩や素材の使用）、植栽（緑化率）、自動車出入口規制等に関するルールの検討

文化・交流ゾーン

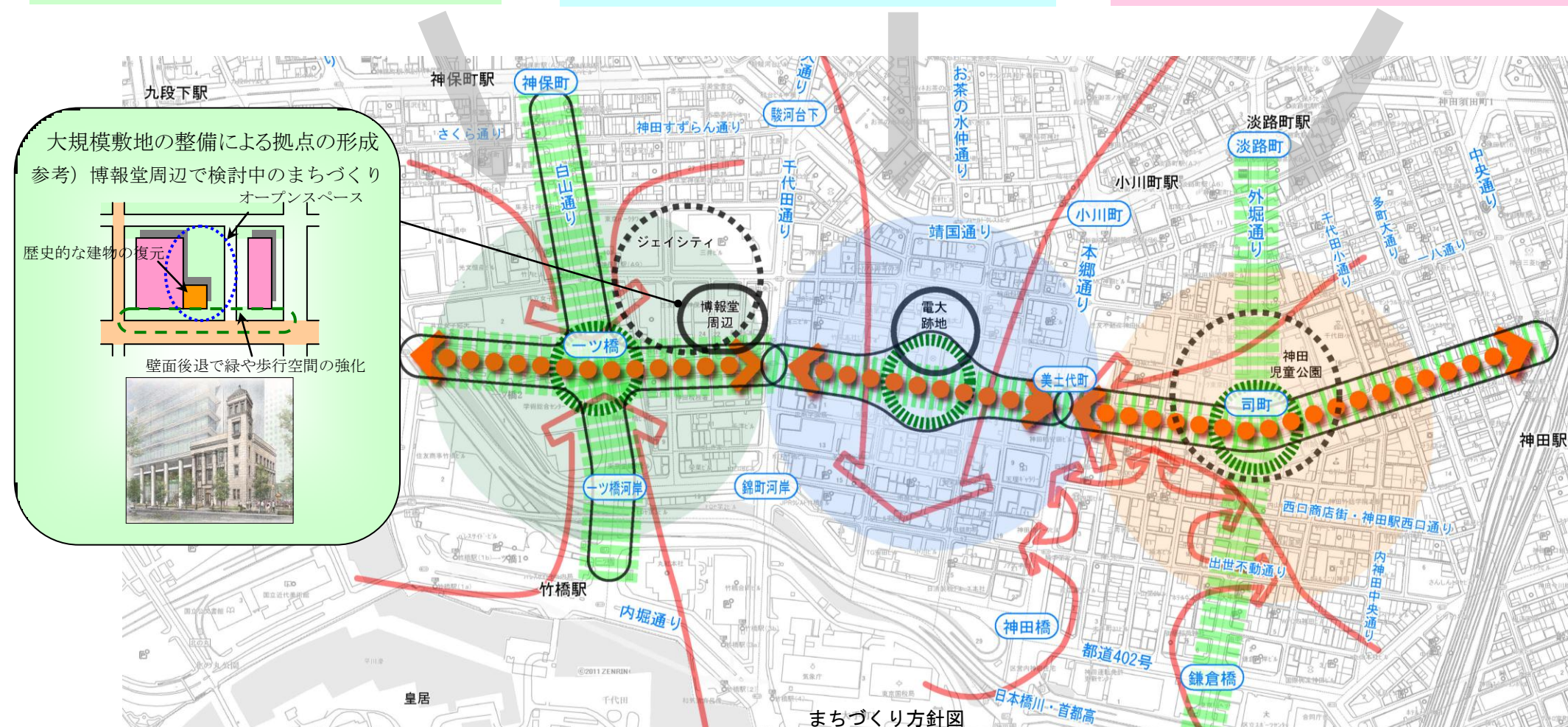
お茶の水や靖国通りの集客力、電大跡地の土地利用の変化などを活かし、平日も休日も多様な人を惹きつけるまちへと転換していく。

- ・ 神田警察通りのヘソとして人を惹きつける文化・交流拠点の形成（電大跡地）
- ・ 壁面後退、用途誘導、自動車の出入口規制等に関するルールの検討

食・賑わいゾーン

親しみやすさを活かしながら、安全に楽しく歩ける空間を増やし、神田駅周辺の賑わいを文化・交流ゾーンや大手町方面と連続させていく。

- ・ 壁面後退、用途誘導、景観誘導（食・賑わいゾーンの表通りにふさわしいデザイン）、自動車出入口規制等に関するルールの検討



Ⅳ.ガイドラインの実現

個別のまちづくり活動が連携して「まちの個性と魅力を価値へとつなげる」ように本ガイドラインを活用していく。

(1)まちづくり指針としての活用

当面に予定されている、神田警察通りの整備、拠点形成の誘導などで、具体のまちづくり指針として活用していく。

【神田警察通りの整備】

- ・ 歴史・学術ゾーン：H26年度
- ・ 文化・交流ゾーン：H27年度
- ・ 食・賑わいゾーン：H28年度

【拠点的開発】

- ・ (仮称)神田錦町三丁目共同建替計画：H27.4完了予定
- ・ (仮称)神田錦町3-20計画：H25.6完了予定
- ・ 神田錦町2丁目二街区：計画中

【その他】

- ・ 上記に関連する区画道路の整備
- ・ 個別更新、イベント(今後具体化)

(2)エリアマネジメント※の

推進に向けた活用

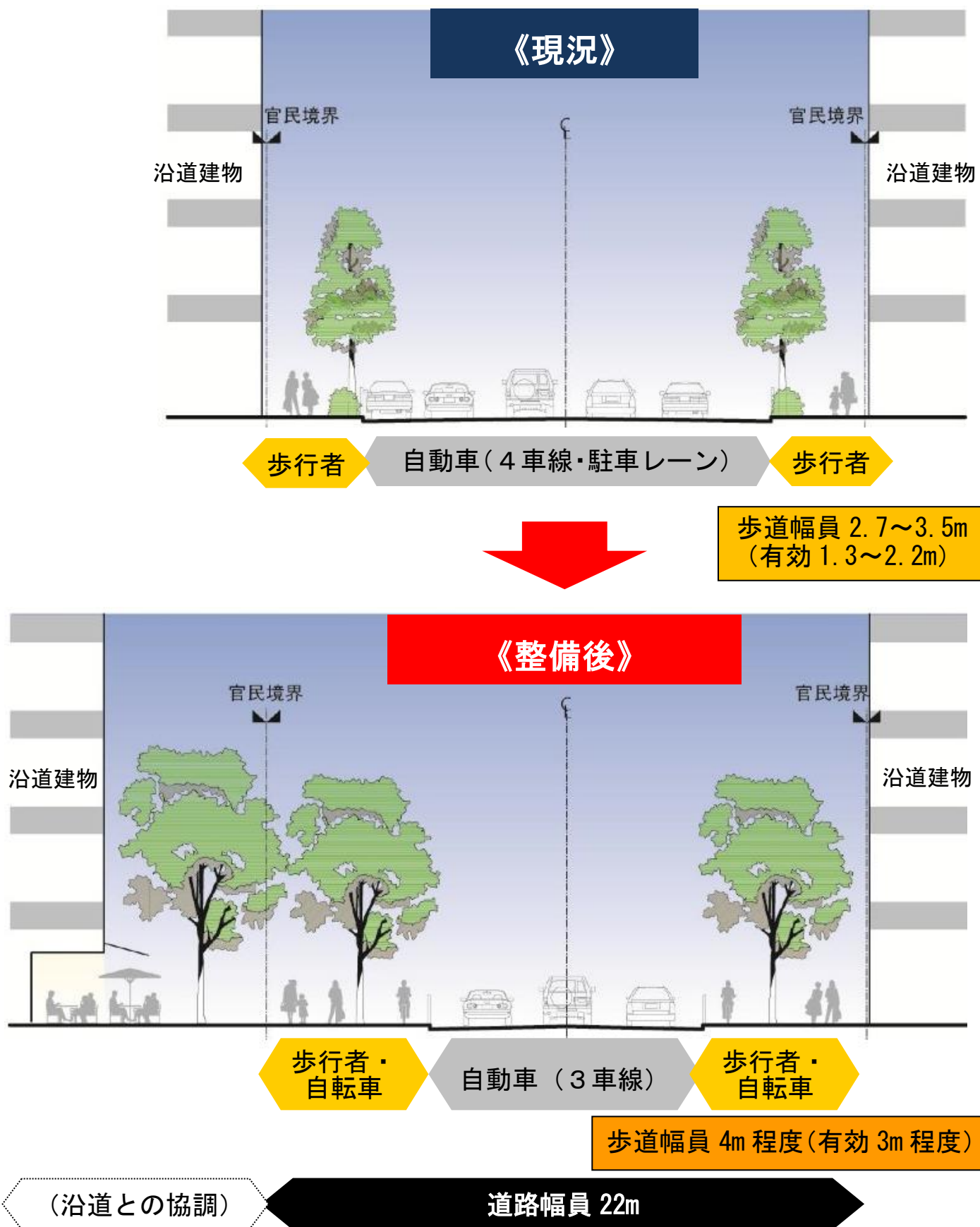
地域で共有されるまちづくりの参考イメージとして活用していく。

あわせて、具体的エリアマネジメントの推進については、神田警察通り沿道整備推進協議会に諮っていく。

※エリアマネジメント：住民、事業主、地権者等により行われる文化活動、広報活動、交流活動等のソフト面の活動を継続的、面的に実施することにより、街の活性化、都市の持続的発展を推進する自主的な取り組み

*都市計画用語辞典より参照

■ 神田警察通りの整備イメージ（ガイドライン 6 ページ抜粋）



■ 区画道路等の整備例（ガイドライン 9 ページ抜粋）

① 車両通行規制

- ・ 自動車交通上の問題がない場合、交通体系として歩行者優先化を図る手法（時間規制、車種規制、歩行者専用化など）

休日の歩行者天国
（元町）



② 道路空間の改修

- ・ 歩行者と自動車を共存させつつ、歩行者の安全性や快適性を向上させる手法（歩道設置、美装化、ハンプ、植栽の導入、サインや照明による演出など）

美装化や植栽による歩車共存化
（大分）



③ 歩行者空間とパーキングメーターの共存

- ・ やむを得ずパーキングメーターを存置、移設設置する場合などでも歩車共存を図る手法（デザインの工夫）

植栽やベンチと駐車帯の共存
（元町）



④ 民地の活用

- ・ 大規模開発により一定区間を整備でき、周辺の環境形成にも効果がある場合、民地側で歩行空間を強化する手法（壁面後退、民地内通路等）

壁面後退による歩行空間拡充
（神田）

